

事務連絡
平成25年7月3日

都道府県

男女共同参画担当部（局） 御中

配偶者暴力相談支援センター取りまとめ部（局） 御中

内閣府男女共同参画局推進課
暴力対策推進室

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を
改正する法律」の公布について

平素より、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する業務について、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

標記の法律につきましては、平成25年6月26日に議員立法により成立し、7月3日に公布されましたので御連絡いたします。

今回の改正は、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となっている状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止及びその被害者のための施策を講じる必要があるとして、法律案が提出されたものです。

今回の改正によって、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなります。また、法律の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められます。

標記の法律は、平成26年1月3日に施行されることとなります。内閣府では、その施行日を目途に、今回の改正の趣旨も踏まえ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）の見直しを予定しております。

配偶者暴力相談支援センター取りまとめ部（局）におかれましては、本件について、都道府県内の市町村（政令市を含む）にも周知いただきますよう、お願いいたします。

（資料）以下のリンク先を参照ください。

○ 改正法関係資料 (<http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/dv2507.html>)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の 一部を改正する法律〔概要〕

(平成 25 年法律第 72 号、平成 25 年 7 月 3 日公布、平成 26 年 1 月 3 日施行)

1 適用対象の拡大

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用すること。

2 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行すること。
- (2) その他所要の規定の整備を行うこと。

岡山県では、平成 20 年 7 月に、「岡山県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関わる基本計画」を改定し、これまで法律において対策の直接の対象ではなかった交際相手からの暴力についても、その防止と被害者保護対策を重点目標に加え、被害者相談の実施や予防啓発の推進等の施策を実施してきたところであり、引き続き取組を推進していく。

また、今後の国の基本方針の見直し状況に応じて、対応していくこととしている。